

令和4年度島根県新型コロナウイルス感染症対策設備整備費補助金交付申請書の提出について

【留意事項】

(1) 補助対象経費

- ・令和4年度の補助対象経費については、「島根県新型コロナウイルス感染症対策設備整備費補助金交付要綱」のすべてとします。(別紙参考に記載)
- ・ただし、令和2年度・3年度に整備した設備をさらに追加整備する場合、追加で整備が必要な理由(状況の変化等)を記載した資料を添付してください。(様式任意)

(例) 令和2年度にHEPA フィルター付パーティションを補助金により整備し、令和4年度にもHEPA フィルター付パーティションの追加整備が必要な場合は、理由書の提出が必要です。

※ 継続的にかかる経費である「個人防護具」「簡易診察室リース料」「消毒経費」については、理由書の提出は不要です。

(2) 補助対象期間

令和4年4月1日～令和4年9月30日

※納品が令和4年9月30日に間に合わない場合、補助金のお支払いはできませんのでご注意ください。

(3) 提出書類

- ① 県ホームページよりファイルをダウンロードのうえ、誤りが無いよう記入してください。
<県ホームページ URL>
<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/kansensyo/other/shingatacoronasetsubi.html>
- ② 「診療・検査医療機関」におかれては、「診療・検査医療機関向け申請書作成ファイル」をご活用いただくと、帰国者・接触者外来等事業の申請に必要な書類の作成ができます。
- ③ 提出書類(5)「口座振替申出書」について、県からの支払実績がある場合は、すでに県のシステムに登録がありますので提出不要です。
これまで県からの支払実績がない場合や、支払実績がある場合でも口座変更が必要な場合は、提出をお願いします。
※申請者(代表者職氏名)と口座名義が同一となるようにしてください。
- ④ 申請書類の押印は不要ですので、メールでご提出いただけます。
ただし、添付書類の枚数が多くなる場合、添付書類については紙媒体でのご提出をお願いします。

(4) その他

- ① 予算に限りがあるため、調整させていただく場合があります。
- ② ご不明な点がある場合は、以下のQ&Aをご確認ください。
Q&Aで確認ができない場合は担当者までご連絡をお願いいたします。

No	質問	回答
1	手続き 設備整備（購入）は、交付決定後に行わなければならないか。	補助対象期間内であれば、交付決定前に整備（購入）した場合も対象となります。ただし、交付申請の審査において補助金の対象外となる場合や、予算に限りがあるため調整させていただく場合があります。
2	手続き 概算払を受けることは可能か。	可能です。交付決定後、別途指定する日までに請求書をご提出ください。 なお、実績報告の際、概算払額と実績報告額に差額が生じた場合は、返還いただきます。
3	手続き 実績報告は、いつ行えばよいか。	実績報告は、交付要綱上、整備後1ヶ月以内または来年度4月10日のいずれか早い日です。
4	手続き 実績報告書を提出し、補助金の交付を受けた後、必要な手続きがあるか。	補助を受けた医療機関は、補助金交付要綱で定める「消費税仕入控除報告」を消費税の確定申告後、速やかに提出することとなっています。 おって、提出時期になりましたらご案内いたしますので、ご準備をお願いします。
5	手続き 購入した設備は、使用後、廃棄処分したり、他の目的に利用してもよいか。	購入した設備の廃棄処分や目的外使用は、一定の期間、知事の承認が必要とされるなど、その処分に制限が設けられています。 また、補助金の返還を命じられる場合がありますのでご注意ください。
6	補助金額 基準額が交付されるのか。	基準額はあくまで上限額となります。真に必要な経費を算出いただいた上で、補助対象額と基準額（上限額）と比較し、低い額を交付することとなります。 なお、基準額（上限額）を超える部分については、申請者の自己負担となります。
7	補助金額 基準額の「知事が認める額」とは。	上限額はありますが、その設備整備に必要とされ、見積書等の資料から審査し、必要と判断される額です。
8	補助金額 基準額（上限額）は税込の金額か。	税込の金額です。 申請額も税込金額で申請してください。
9	補助対象 設備整備の対象期間は。	現時点では、令和4年4月1日～令和4年9月30日が補助対象期間です。 令和4年9月30日までの納品が間に合わなかった設備については、補助金のお支払いはできませんのでご注意ください。
10	補助対象 令和2年度・3年度に整備している設備を令和4年度に追加整備として申請できるか。	申請可能ですが、令和3年度以前に整備してなお、追加で整備が必要な理由（状況の変化等）を記載した資料を申請書と併せてご提出ください。 ※継続的にかかる経費である「个人防护具」「簡易診察室リース料」「消毒経費」については、提出不要です。
11	補助対象 簡易診察室などの「付帯する備品」のみを申請することができるか。	「付帯する備品」のみを申請することはできません。 補助対象設備と一体的に整備する場合は対象となります。
12	補助対象 个人防护具の対象品目は。	補助対象となるのは、マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールドです。 消毒薬は个人防护具には含まれません。
13	補助対象 个人防护具の基準額（上限額）の算出はどのように考えれば良いか。 （「1人3,600円」の人数とは）	補助対象期間内の診療予定日において、新型コロナウイルス感染症患者や疑い患者の診療・検査に従事するスタッフの延べ人数で考えて計算してください。 例えば、医師等合計2人に対応する場合、1日2人に診療予定日数をかけ、延べ従事予定人数を積算してください。（2人×100日（診療予定日数）×3,600円＝720,000円） ※ただし、計算された基準額はあくまで上限額ですので、補助対象額と基準額（上限額）と比較し、低い額を交付することとなります。補助対象期間内において使用が見込まれる数量を調達ください。
14	補助対象 个人防护具はセットで調達する必要があるか。	セットで調達する必要はありません。上記No.12に該当する必要品を調達ください。 なお、補助対象期間内において使用が見込まれる数量を調達ください。
15	補助対象 建設や施設の改修工事等は、補助対象にならないか。	建設や施設の改修工事、建物の恒久的な資産価値を増加させる工事等は補助対象となりません。ただし、補助対象となる設備を購入し、その設備を設置するための工事は、上限額の範囲内で設備整備費に含めて補助対象となります。たとえば、HEPAフィルター付き空気清浄機を購入し、診察室への設置工事を要する場合、設備購入費に設置工事費を加えて、1施設あたり905,000円の範囲内で補助申請できます。

【提出期限】令和4年6月30日（木）

【提出先】

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県健康福祉部感染症対策室 総務広報グループ 担当：辰己あて

※メール提出先：kansen-hojyokin@pref.shimane.lg.jp

「島根県新型コロナウイルス感染症対策設備整備費補助金交付要綱」における
補助対象経費と基準額（上限額）

区分	項目	基準額（上限額）
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関	(1) 初度設備費	1床当たり133,000円
	(2) 人工呼吸器及び付帯する備品	5,000,000円×台数
	(3) 個人防護具	3,600円×知事が必要と認めた人数分
	(4) 簡易陰圧装置	4,320,000円×知事が必要と認めた病床数
	(5) 簡易ベッド	51,400円×知事が必要と認めた台数
	(6) 体外式膜型人工肺	21,000,000円×台数
	(7) 簡易病室及び付帯する備品	知事が必要と認めた額
帰国者・接触者外来等	(1) HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	1施設当たり905,000円
	(2) HEPAフィルター付パーティション	205,000円×知事が必要と認めた台数
	(3) 個人防護具	3,600円×知事が必要と認めた人数分
	(4) 簡易ベッド	51,400円×知事が必要と認めた台数
	(5) 簡易診察室及び付帯する備品	知事が必要と認めた額
感染症検査機関等	(1) 次世代シーケンサー	知事が必要と認めた額×台数
	(2) リアルタイムPCR装置	知事が必要と認めた額×台数
	(3) 等温遺伝子増幅装置	知事が必要と認めた額×台数
	(4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置	知事が必要と認めた額×台数
重点医療機関等	(1) 超音波画像診断装置	11,000,000円×知事が必要と認めた台数
	(2) 血液浄化装置	6,600,000円×知事が必要と認めた台数
	(3) 気管支鏡	5,500,000円×知事が必要と認めた台数
	(4) CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む）	66,000,000円×知事が必要と認めた台数
	(5) 生体情報モニタ	1,100,000円×知事が必要と認めた台数
	(6) 分娩監視装置	2,200,000円×知事が必要と認めた台数
	(7) 新生児モニタ	1,100,000円×知事が必要と認めた台数
新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	(1) 初度設備費	1床当たり133,000円
	(2) 個人防護具	3,600円×知事が必要と認めた人数分
	(3) 簡易陰圧装置	4,320,000円×知事が必要と認めた病床数
	(4) 簡易ベッド	51,400円×知事が必要と認めた台数
	(5) 簡易診察室及び付帯する備品	知事が必要と認めた額
	(6) HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	1施設当たり905,000円
	(7) HEPAフィルター付パーティション	205,000円×知事が必要と認めた台数
	(8) 消毒経費	知事が必要と認めた額
	(9) 救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品	1施設当たり 300,000円
	(10) 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する 保育器	1,500,000円×知事が必要と認めた台数